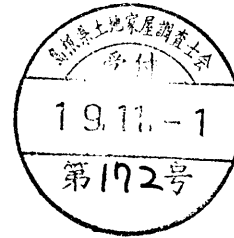


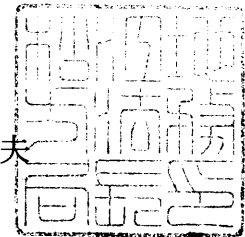
会長	副会長	担当職員	受付	担当等
1/1 ADP A-1 2 係				

総(庶)第 682 号
平成19年11月 1日



島根県土地家屋調査士会長 殿

松江地方法務局長 兼 行 邦 夫



地図情報システムの運用開始について（お知らせ）

平素より登記行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、当局登記部門では、本年11月12日（月）から地図情報システムの運用を開始し、地図及び地図に準ずる図面並びに運用開始日以降に提出された土地所在図、地積測量図及び地役権図面に関する事務処理を地図情報システムにより行うこととなります。

これに伴い、地図等の証明書については、地図情報システムを用いて作成し交付します。証明書は日本工業規格A列3番の地紋入り専門用紙で作成し、登記官印が電子印（印影を黒く印刷したもの）になります。

また、閲覧については、閲覧用に地図情報システムから出力した書面を交付します。

なお、建物図面及び各階平面図並びに運用開始日前に提出された土地所在図、地積測量図及び地役権図面の取扱いは、今までと変わりません。

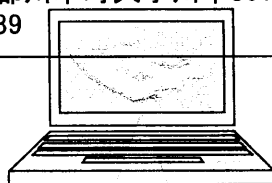
つきましては、このことを貴会会員の皆様へ周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

地図情報システム導入に伴う事務の取扱いについて

地図情報システムが導入された登記所では、地図等及び各種図面の証明書交付や閲覧の方法が下記のとおりとなります。

地図情報システム導入庁

庁名	運用開始日
松江地方法務局 (本局登記部門) 〒690-0886 松江市母衣町50 電話 0852-32-4220	平成19年11月12日(月)
浜田支局 〒697-0026 浜田市田町116-1 電話 0855-22-0959	平成18年12月18日(月)
川本支局 〒696-0001 邑智郡川本町大字川本301-2 電話 0855-72-0139	平成19年9月18日(火)



事務の取扱いについて

(1) 地図及び地図に準ずる図面の事務取扱いについて

- 証明書** 従来の『写し』に替わり、地図情報システムに登録された地図等の内容を証明した書面を作成し、交付いたします。証明書はA3版の地紋入り専門紙で作成し、電子公印(登記官印の印影を黒く印刷したもの)を付して発行いたします。
- 閲覧** 地図情報システムから出力した閲覧用の書面(A3版の普通紙に印刷した認証文のない書面)を交付いたします。

(2) 各種図面の事務取扱いについて

- 証明書** 従来の『写し』に替わり、地図等の証明書同様、A3版の地紋入り専門紙で作成し、電子公印を付した書面を発行いたします。
- 閲覧** 地図情報システムから出力した閲覧用の書面(A3版の普通紙に印刷した認証文のない書面)を交付いたします。

なお、建物図面及び各階平面図、並びに地図情報システム運用開始日前に提出された土地所在図、地積測量図及び地役権図面の証明書の交付及び閲覧については、当面の間、従来どおりの取扱いとなります。

(3) オンラインによる証明書の送付請求

地図等の証明書の送付請求を、インターネットにより行うことが可能となります。請求された証明書は郵送で送付されます。手数料は1筆につき500円(郵送料含む)です。なお、現在のところ、オンライン請求できる証明書は、地図情報システムが導入された登記所が管轄する区域の物件に限られます。

(4) その他

インターネット登記情報提供サービスを利用して、地図等の情報を閲覧することも可能となります。手数料は1筆につき470円です。

ご不明な点は職員までお尋ねください。

松江地方法務局